

本人が交付場所に出向くことが困難であることを証明する書類について

やむを得ない理由	本人が交付場所に出向くことが困難であることを証明する書類の例
ケース	
成年被後見人	代理権を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録など)
被保佐人、被補助人	代理権を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録など)
中学生、小学生 (未就学児)	生年月日が確認できる本人確認書類
75歳以上の高齢者	生年月日が確認できる本人確認書類及び委任状(委任状に外出困難である旨の記載があれば可)
長期入院者	入院診療計画書、領収書、診療明細書、 病院長が作成する顔写真証明書
障害者	障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
施設入居者	施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援 認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、 ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
妊婦	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
海外留学	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	学生証、在学証明書
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者	公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書